

確定拠出年金の受給開始時期の選択肢拡大および加入可能年齢の引上げ等に伴う関係省令等の公布

対象

DB

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

会計基準

その他

ポイント

- 9月27日、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」※1が公布されました。また、省令に併せて、通知等※2～※6も発出されました。（意見募集結果※7も同日公表）
- 主な省令等改正の内容は、以下のとおりです。
 1. DCの受給開始時期の75歳までの選択肢拡大に伴う措置
 2. DCの加入可能年齢の引上げに伴う措置
 3. ポータビリティの拡充（企業型DC⇒通算企業年金、終了DB⇒iDeCoへの移換）に伴う措置
 4. DCの脱退一時金の見直しに伴う措置
 5. 企業型DC加入者のiDeCo加入要件の緩和に伴う措置

※1 [「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」](#)

※2 [「「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」の公布について（通知）」](#)

※3 [「「確定拠出年金制度について」の一部改正について」](#)

※4 [「「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正について」](#)

※5 [「確定拠出年金Q&Aの改定について」](#)

※6 [「確定拠出年金の拠出限度額の見直しについて（通知）」](#)

※7 [「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案」に関する意見募集結果について](#)

施行期日

- 項目1 : 2022年4月1日、 項目2～4 : 2022年5月1日
- 項目5 : 2022年10月1日

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認ください。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

省令改正の概要

改正項目	省令等の改正概要	施行期日
(1)DCの受給開始時期の75歳までの選択肢拡大に伴う措置	<p>【退職所得控除の計算に関する情報提出】 (DC施行規則第11条、同第44条等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 所得税法施行令の改正により、退職所得控除の適用を受ける場合の通算期間が「前年以前14年」から「前年以前19年」になることに伴い、退職手当等の支払いに際し、通知すべき対象年齢を変更 <ul style="list-style-type: none"> ① <u>事業主が、企業型RKへ通知する企業型DC加入者等の年齢範囲を「46歳以上」から「41歳以上」に変更する</u> ② iDeCo加入者が、国民年金基金連合会に届出を行う対象となる年齢範囲を「46歳以上」から「41歳以上」に変更する 	2022年4月1日
(2)DCの加入可能年齢の引上げに伴う措置	<p>【資格喪失日】(DC施行規則第13条の2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 年齢に関する加入資格を規約に定めた場合、当該年齢に到達することによって当該資格を喪失したときは、<u>当該年齢に至った日を資格喪失日とする</u> 年齢到達日の月末や年度末等で資格喪失する場合の資格喪失日は月末や年度末等の翌日とする 	2022年5月1日
	<p>【一定年齢未満を定める場合】 (法令解釈通知第1-1(1)及び(2))</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入資格に「一定の年齢未満」とすることを定める場合、<u>「60歳未満」とすることはできないものとする</u> なお、<u>「一定の年齢未満」を一定の資格とする場合、代替措置は不要とする</u> ただし、企業型DC開始時等に50歳未満の従業員のみを加入者とすることは従来通り可能(この場合は、従来通り代替措置は必要とする) 	
	<p>【60歳までの通算加入者等期間を有しない者の支給】 (DC施行規則第22条の3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>60歳までの通算加入者等期間を有しない者は、企業型DC加入者となった日又は企業型DC加入者であった者が60歳に到達した日のいずれか遅い日から起算して5年を経過した日以降に老齢給付金の支給を請求できるものとする</u>(iDeCo加入者等についても同様の改正を実施) 	
<p>【記録関連運営管理機関等の間での情報提供】 (DC施行規則第11条の2、同第22条の2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 60歳以上で企業型DC加入者の資格を取得した場合、企業型RK等(記録関連業務を行う事業主を含む)は、他の企業型RK等に対し、当該加入者が企業型DCの老齢給付金の受給権を有するか否か等の情報提供を求めるものとする 老齢給付金の支給の請求を受けた企業型RK等は、他の企業型RK等に対し当該請求を行った者に係る企業型DC加入者の資格の有無の情報提供を求めることができる 		

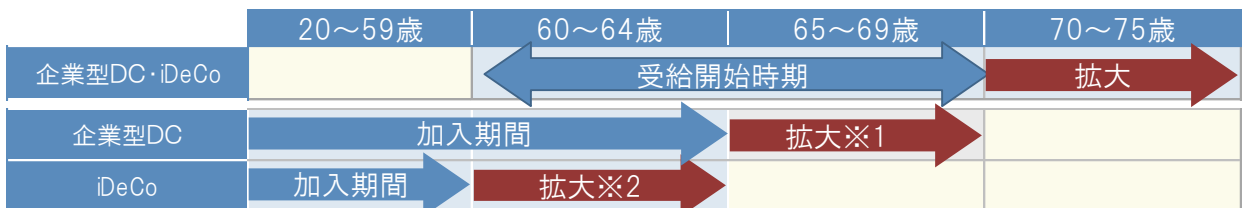
発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

省令改正の概要(続き)

改正項目	省令等の改正概要	施行日
(3)ポータビリティの拡充に伴う措置	【企業型DC⇒通算企業年金に伴う措置】 (DC施行規則第30条の2第2項、同第31条の2、3) <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事業主が企業型DC加入者であった者に対して、個人別管理資産の移換に関する説明として、企業年金連合会への移換が可能であることを追加する</u> ・ 企業型DCから企業年金連合会(通算企業年金)への移換を可能にすることに伴い、移換の申出は企業型RK等を通じて行い、申出を受けた企業型RK等は、企業型DC加入者であった者に係る氏名等を記載した書類又は磁気ディスク等を企業年金連合会に提出する 	2022年5月1日
	【終了DB⇒iDeCoへの移換に伴う措置】 (DB施行規則第96条の7) <ul style="list-style-type: none"> ・ DBの残余財産をiDeCoへ移換可能とすることに伴い、移換の申出を受けた清算人は、終了DBの加入者等に係る以下の事項を記載した書類又は磁気ディスク等を国民年金基金連合会に提出する <ol style="list-style-type: none"> ①氏名、性別、生年月日、基礎年金番号 ②残余財産額、終了DBの加入資格取得及び資格喪失年月日 	

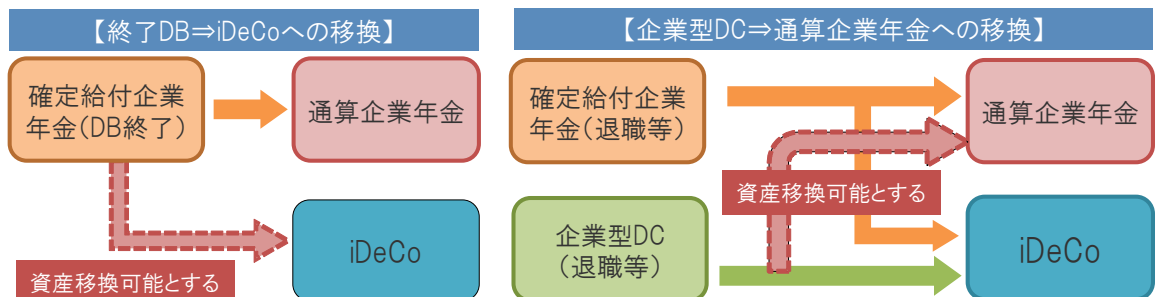
【ご参考】DCの受給開始時期の選択肢・DC加入可能年齢の拡大



※1 企業型DCは、年齢要件と同一事業所継続使用要件を撤廃し、厚生年金被保険者であれば加入者とする

※2 iDeCoは、年齢要件を撤廃し、国民年金被保険者であれば加入可能とする

【ご参考】ポータビリティの拡充



発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認ください。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

省令改正の概要(続き)

改正項目	省令等の改正概要	施行期日
(4)DCの脱退一時金の見直しに伴う措置	<p>【記録関連運営管理機関等の間での情報提供】 (DC施行規則第69条の2)</p> <ul style="list-style-type: none"> iDeCoの脱退一時金の支給要件を満たしていれば、企業型DCからの脱退一時金の受給が可能となることに伴い、企業型DCの脱退一時金の請求を受けた企業型RK等は、他の企業型RK等、個人型RK又は国民年金基金連合会に対し、当該請求の裁定に必要な情報提供を求める 	2022年5月1日
(5)企業型DC加入者のiDeCo加入要件の緩和に伴う措置	<p>【事業主の企業型RKへの通知事項】 (DC施行規則第10条第1項4号、第11条第11項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主が企業型RKに通知する事項として、「<u>年単位化</u>」(DC令第11条の2)に関する事項を追加する(「年単位化」に該当することとなった場合又は該当しなくなった場合を含む) 	2022年10月1日
	<p>【DB等他制度加入者情報の申出】 (DC施行規則第12条の2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業型DC加入者は、他の事業主に使用され当該事業主のDB等他制度の加入者に該当することとなった場合又は該当しなくなった場合は、次の事項を企業型DC事業主に申し出ること <ul style="list-style-type: none"> ①氏名、性別、住所及び生年月日 ②DB等他制度事業主の名称及び住所 ③DB等他制度の加入日又は資格喪失日 	
	<p>【企業型DC事業主のiDeCo加入者資格等の確認】 (DC施行規則第39条第2項、同第45条第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>加入申出書に添付すべき書類から、第2号被保険者証明書を削除する</u> 事業主が、年1回、iDeCo加入者の資格確認を実施し、国民年金基金連合会に届け出ているが、企業型DCに加入していない厚生年金被保険者であって、iDeCo掛金額が月額1.2万円を上回る者についてのみ、DB等の加入資格有無を国民年金基金連合会に届け出ることとする 	
<p>【iDeCo加入者掛金額の変更回数の例外措置】 (DC施行規則第38条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業型DCの事業主掛金額の変更により、拠出限度額を超えないようiDeCo掛金を引下げ場合は、DC施行令第29条に規定するiDeCo掛金の拠出単位期間内に変更可能な1回にはカウントしない 		

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

省令改正の概要(続き)

改正項目	省令等の改正概要	施行期日
(5)企業型DC加入者のiDeCo加入要件の緩和に伴う措置	<p>【記録関連運営管理機関等のWebサイト等による企業型加入者のiDeCo拠出見込み額等の提示】 (DC施行規則第21条の2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業型RK等が電子通信回線を通じて企業型DC加入者が閲覧できる状態に置かなければならない(DC法第27条第2項)事項は次のとおりとする <ol style="list-style-type: none"> ①企業型DCの事業主及び加入者掛金の情報 ②DB等他制度加入者に該当する場合はその旨 ③企業型DC加入者がDB等他制度掛金を考慮してiDeCoに拠出できると見込まれる掛金額 	2022年10月1日
	<p>【企業年金加入者に関する情報提供】 (DC施行規則第61条の2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業型DC事業主は、毎月末における企業型DC加入者に関する以下の情報を、当該月の翌月末日の2営業日以内に、電磁的方法により企業年金連合会を経由して国民年金基金連合会に通知する(いわゆる「企業年金プラットホーム」による情報提供) なお、企業型RKに委託している場合は、当該企業型RK経由で通知する <ol style="list-style-type: none"> ①基礎年金番号、性別、生年月日 ②実施事業所の名称 ③企業型DCの事業主及び加入者掛金の状況 ④DB等他制度の加入者の該当有無 ⑤iDeCo加入者となれない企業型DC加入者の該当有無 ⑥その他、iDeCo掛金額が拠出限度額内であることを確認するために必要な情報 	

経過措置

【退職所得控除の計算に関する情報提出】

- 本省令施行日(2022年4月1日)以後に支払いを受ける退職手当等について適用し、施行日前に支払いを受ける退職手当等については、従前の取扱いによる

【様式について】

- 本省令施行の際に使用されている様式は、本省令による改正後の書類と見なし、旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる

以上

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。